

共同研究成果報告書（受入引受教員）

受入引受教員 （共同研究者）	所属・職名	法学部・教授
	氏名	松田恵美子
研究員氏名	黄淳鈺	
共同研究期間	2022年06月29日～2022年09月09日（ 2ヶ月 11日間）	

共同研究要旨	<p>選択的夫婦別姓制度の導入の希望があるにもかかわらずあくまで夫婦同姓を維持しようとする日本と、夫婦の姓について原則として冠姓使用から各自の姓を使用するに改正した台湾の状況を比較するため、黄氏滞在中に日本の論文を読んだうえで松田と意見交換する機会を4回設けた。対象とした論文は、令和3年6月の夫婦同氏制をめぐる最高裁判決に関するものを中心に、その他再婚禁止期間、親権、非嫡出子の相続分について等、日本の家族法改正で問題となった点に関するものとした。</p> <p>9月1日には基礎法研究会を開催し、黄氏が1980年代から始まった台湾の家族法の改正について報告した。基礎法部門から3名、民法部門から4名の教員が参加し（通訳は劉特任助手）、様々な意見が出され、日本と台湾の社会の相違を感じ取ることができた。</p>
共同研究成果	<p>伝統的に宗と呼ばれる父系親族集団の存在が重視される台湾社会において、宗の名が各人の姓となり、太古の昔から人々は姓と名をもち、結婚によってその姓を変えということとはなかった。しかし西欧近代型民法典を編纂した時に、結婚により嫁入りした妻は自己の姓に夫の姓を冠し、入り夫は自己の姓に妻の姓を冠することを原則とするが、特別に当事者同士で各自の姓を名のることを定めることもできるとした。日本統治時代生まれの人には冠姓も多かったが、戦後は各自の姓を名のる方が一般的であり、台湾の家族法の改正はむしろ実態に合わせたものであった。</p> <p>一方日本では明治時代に政府が全国民に姓と名をもつ形をとらせ、民法典編纂を機に一つの家族は一つの姓とした。そして今なお政府は夫婦の姓は一つの考え方を覆せず、それゆえ夫婦同姓が維持されているとみればよいようである。</p>

共同研究成果報告書（外国人研究員）

研究員氏名	黃 淳鈺	
研究期間	2022年6月29日～2022年9月9日（2ヶ月 11日間）	
受入引受教員 （共同研究者）	所属・職名	法学部・教授
	氏名	松田恵美子

研究課題名	夫婦の姓
研究結果	<p>近年の台湾と日本の家族法の改正について比較すると、同じ問題が議論されても、異なる改正となることがある。</p> <p>例えば、女性の再婚禁止期間については、台湾は1998年に削除した。日本でも議論はあるが、期間が短縮されたものの削除されていない。また離婚後の子の親権について、台湾は1996年に共同親権を認めた。日本は共同親権も検討されたが、一方のみ親権をもつことは変わらなかった。但し離婚後親権をもつ側が未成年子をつれて行方をくまますことを防ぐために、面会交流権を認めている。</p> <p>夫婦の姓の問題については、日本は夫婦同姓のままである。一方台湾は夫婦別姓が原則となった。</p> <p>これについては二つの国の民族性の違いが夫婦の姓の定め方に影響しているのではないかと思う。日本人は各人がその役割を重視し、共同で一つの安全且つ繁栄した社会を作っている。よく似た特質は台湾人にも見て取れるが、台湾人はかなり一人一人の個性がはっきりしているのである。</p> <p>この外、台湾には国連やその他の国際組織になんとしても加入したいという事情があるので、たとえ関連する国際条約に署名していなくても、国際条約の定める内容に法律をあわせようとする。このため法律の内容や執行のあり方が、一部の人民の法感情と相容れないという状況も生まれている。例えば、同姓婚や死刑制度についての対応である。</p>